



藤井寺市中小企業振興計画

概要版

令和5年3月

計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

藤井寺市は、古くより交通の要衝として栄え、世界文化遺産にも登録されている多くの古墳が築造された他、古代には渡来文化の通り道として数々の文化がもたらされ、近世には街道沿いが繁栄する等、文化交流のまちとして発展してきました。また、近代以降は発達する交通網を背景に、大都市圏ならではのものづくり産業や、良好な住環境を彩る商業及びサービス業が集積しました。藤井寺市の産業の大部分を占めるこれらの中小企業は、まちのにぎわいや活力を創出し、雇用や経済の循環等を通じて市民生活の安定及び向上に寄与しています。

一方、近年では、人口減少や高齢化社会の到来に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、市内の企業や事業所を取り巻く環境は厳しい状況にあります。こうした社会経済環境の変化に対し、国では、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」を掲げ、成長のエンジンとなる科学技術によるイノベーションや、付加価値の源泉を担う「人」の育成や投資等を軸に、地方やその構成員である中小企業、さらにそこで働く一人ひとりを、きめ細かく支援する政策を展開しています。

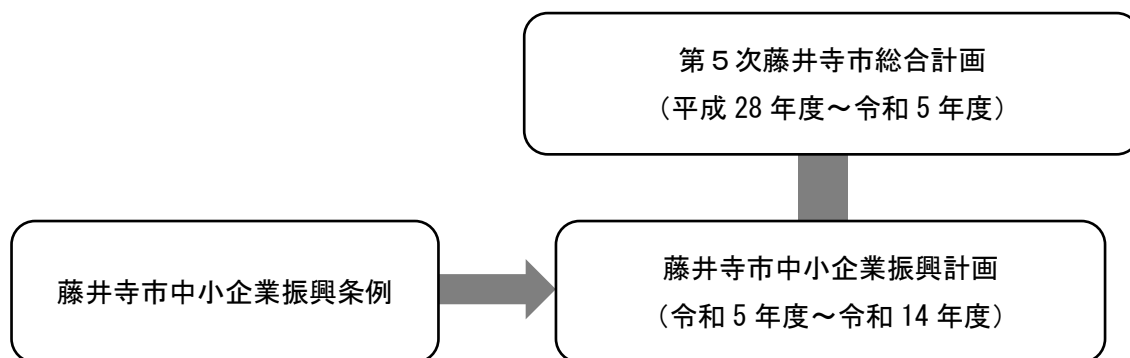
こうした国の政策の方向性を見据えながら、中小企業が激変する社会環境へと対応し、持続的に成長していくことが、今後の本市の発展においては重要です。

そのため、本市の地域産業の実情や、中小企業の抱える本質的課題、まちの強みを活かした今後の地域産業成長のビジョン、未来のために必要な中小企業等への支援のあり方等、新たな総合的施策の展開を示す計画として、本計画を策定するものとします。

2. 関連計画、位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「総合計画」の下に位置付けられるもので、本市の中小企業振興施策を推進するための、より実効性のある分野別計画としての役割を有するものです。

また、本市の中小企業振興に関する目的や基本理念等を定めた中小企業振興条例の考え方に基づき、基本理念、基本方針、基本戦略及び施策を定めています。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

中小企業振興の方向性

1. 基本理念

多様性と個性がきらめき 人と企業がつながり育つ 藤井寺

本計画では、本市の中小企業の役割と重要性について、市民、中小企業者、関係機関、そして行政が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにした藤井寺市中小企業振興条例に基づきながら、互いに連携や協働により中小企業の振興を推進することとし、「多様性と個性がきらめき 人と企業がつながり育つ 藤井寺」を基本理念とします。

2. 基本方針

(1) 個の強みが輝く、企業活動の活力向上

本市の中小企業は、業種や提供する製品やサービス等は特定の分野に偏ることなく多様であり、それぞれの経営資源の状況や抱える課題等も異なっています。

本市の地域経済の成長に向けては、この多様性に配慮し、個々の事業者の企業価値を高めるという考え方のもと、戦略的かつきめ細かな支援施策を展開することが重要です。

また、個々の企業価値を構成する要素については、従来までは金融資産、製品・商品等の在庫や設備といった財務諸表に現すことのできる経営的な価値が一般的に定義されてきました。しかし、近年は激変する社会経済環境へと持続的に対応していくための力として、付加価値やイノベーションを生み出す源泉である人材の価値、環境問題や人権等に配慮した事業が行われているか等、社会からみた価値にも注目が集まっており、ESG投資等、資金調達等の場面でも重視されつつあります。また、感染症・経済安全保障リスク・自然災害等あらゆるリスクへの備えも、今後の企業価値を構成する要素としてますます注目が高まることが予想されます。

本計画では、本市の中小企業の個の強みが輝く支援施策の展開に向け、こうした企業価値を構成する要素の変化も踏まえた施策体系を立案していきます。

(2) 地域内経済の拡大

本市の地域経済の大きな課題は、地域外から所得が流入しているにも関わらず、消費や投資が地域外へと流出しており、市内に立地する中小企業への付加価値の環流が十分には行われず、その結果地域住民の所得水準等が低く留まる悪循環に陥っている点にあります。

そのため、本計画においては、流出している消費や投資を地域内に向け、地域内の経済循環を高め、市内中小企業の活力へと繋げていく取組を推進していきます。

また、本市の地域経済を支える担い手として、中小企業者は重要な役割を果たしていますが、近年は厳しい経営環境が続き事業所数は減少傾向にあります。担い手が減る、あるいは活躍しにくくなってしまうと、地域経済の成長は鈍化します。地域経済を支える担い手の拡大に向けて、創業促進や事業承継といった支援施策を展開していきます。

3. 基本戦略

(1) 個の強みが輝く、企業活動の活力向上

1 生産性の向上による成長エンジンの加速



本市では「稼ぐ力」を示す労働生産性が全国と比べて低くなっており、個々の中小企業の生産性を高める取組が急務です。今後生産年齢人口の減少がさらに進むことも踏まえると、労働力の「量」ではなく、少ない人員でも効率的に業務を進める方法により、成長を図ることが中小企業には必要です。

特に、社会の様々な面で導入が進んでいる IoT や AI 等の先進技術は、生産性向上を効果的に進めるものとして期待され、市内中小企業への積極的な DX 推進支援や普及啓発を展開していきます。また、業務フローを見直したり、従業員の教育訓練を行ったりする業務改善に関する取組も支援・推進していきます。

<主な施策>

- DX 促進による効率化や生産性向上支援
- 設備投資を通じた労働生産性向上支援

2 持続的な企業価値向上に向けた労働環境向上や人財育成の促進



少子高齢化を背景に、市内の中小企業の一部では既に人材不足が生じており、人的資源の持続的な確保に向けた取り組みへの必要性が高まっています。また、ウェルビーイングに配慮し、従業員等の働きやすさを高めることが生産性の向上につながることや、人材の成長や能力向上に向けた投資が企業の価値創造につながることも近年指摘されています。

持続的な企業価値の向上の実現に向けては、人材が競争力の源泉である前提に立ち、待遇や労働条件といった労働環境の向上のみならず、従業員が能力やモチベーションを高めるための支援やリスクリング等、より積極的に「人財」を活かす取り組みが重要になっています。

そのため、多様化する働き方への対応等労働環境の向上や、人材育成等の取組について、経営者や人事担当者への普及啓発を行い、意識や行動の変革を促していきます。また、企業見学や職業体験、情報発信等を通じて市内中小企業の魅力発信の機会を充実し、持続的な人材の獲得を図り、「人財」の成長と企業価値の向上との好循環を生み出していきます。

<主な施策>

- 働き方改革の推進
- ウェルビーイング経営の推進
- 多様な「人財」の登用・育成支援

3 競争力の強化によるニューノーマル時代の新市場開拓



新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、テレワークの浸透、オンライン取引の一層の普及等、新しい生活様式が定着し、中小企業を取り巻く市場の状況は激変しています。市内中小企業においても主に売上高の減少で影響を受けており、市場の変化に対応した競争力の強化が必須ですが、元々地域密着・既存顧客の維持に強みがあることもあり、企画や新製品・新サービスの開発といった新たな取組には遅れがみられます。

そのため、新しい生活様式時代の生活や市場に対応した新製品・新サービス・新業態開発等の取組を支援していく他、販路開拓や商談機会の提供等を充実していきます。また、事業革新や新陳代謝に必要な設備投資や、研究開発等への支援の充実を図ります。

また、SDGs や ESG 投資といった社会課題に関連したビジネスは、ニューノーマル時代の新市場の一つと言えこれからの企業には欠かせない視点です。この視点を企業経営に如何に活かしていくか、社会的価値と経営との関係についての認知を市内中小企業へと広げるとともに、社会課題解決型の新製品・新サービス・新業態開発等への支援や、資金調達手段の多様化や販路開拓の取組を推進していきます。

<主な施策>

- 新しい生活様式に対応した新製品・新サービス・新業態開発等への支援
- 社会課題解決に向けた規範や基準・認証等、新たなルール等に関する情報提供
- 販路開拓支援
- 資金調達手段の多様化支援

4 企業を育てる多様なつながり・ネットワークの形成



中小企業を取り巻く社会経済環境が激変する中、新事業や新商品・サービスの提供をはじめとした経営上の革新・イノベーションに取り組むことは必須です。人口減少下においても、そのための人材の獲得・育成を進めながらも、他社や大学・研究機関等と連携し、新事業の展開を実現するオープンイノベーションの必要性はますます高まっています。

そのため、市内中小企業の保有する製品や技術・人材等の経営資源を大学や研究機関、異分野の企業等へと周知しマッチングを促進する機会の提供や、定期的な情報交換や連携の場となるプラットフォームの形成等に取り組む、市内中小企業の意識変革と、新たな連携の創出を図ります。また、連携による新事業創出の取組を積極的に支援していきます。

<主な施策>

- 連携のプラットフォームとなるネットワークの形成
- 地域内交流・連携・共同化の推進

(2) 地域内経済の拡大

5 地域内経済循環の促進



本市の地域経済循環の状況をみると、消費・投資ともに地域外の支出が多い状況が続いており、現在のままでは将来地域の経済規模がますます縮小してしまうことが懸念されます。

そのため、市内の事業所に関する情報発信やキャンペーン等の取組を支援するなど、地域外に流出している支出を地域内への支出へと誘導する取組を進め、地域内の経済循環率を高めていくような取組を推進します。特に、本市の産業構造において最も多く地域内消費の基盤となる卸売・小売業が集積する商店街活動を支援し、消費機会の増大を目指します。さらに、地域住民の生活に密着した産業が多いことや、地域外から流入する地域住民の通勤等による所得といった本市の住宅都市ならではの強みを活かし、地域住民に支持される商品やサービスの提供を目指す企業等が活躍しやすいビジネス環境を整えていきます。

また、市内中小企業の受注機会の増大を図るほか、市内事業所の製品やサービス等の認知度を高め、事業所間での調達や取引を促すといった取組を実施し、地域内での経済循環を進めます。

<主な施策>

- 商店街の活性化の推進
- 公共事業における地域内調達の推進
- 地域内調達の促進に向けた市内中小企業に関する情報発信や啓発
- 地域住民向けサービス等提供事業者へのビジネス環境の充実

6 地域経済基盤の拡大



本市の多くの中小企業では、経営者の高齢化と後継者未定の状況となっており、何らかの対策がなされないまま現在の傾向が続くと、将来市内の事業所が激減する可能性が高まっています。市内事業所の減少は、そのまま本市の付加価値の源泉を失うこととなり、雇用や所得の減少につながることを懸念され、市内で活躍する事業者を増やしていくことは重要です。

そのため、新たに事業を起こそうとする創業者への支援を展開するとともに、事業承継も含む市内の中小企業の事業継続に向けた支援も行い、本市の地域経済の活力を生み出す担い手づくりに取り組み、地域経済の基盤の拡大を進めます。また、近年の激変する社会環境や自然災害等のリスクの高まりを踏まえ、事業活動継続のための計画である BCP 計画の策定支援等を実施し、地域経済の持続的な活力の維持向上に取り組んでいきます。

<主な施策>

- 創業支援
- BCP 計画の策定支援
- 資金供給の円滑化（金融支援・助言など）
- 事業承継を契機とした経営革新の円滑化

計画の推進

1. 藤井寺市中小企業振興条例の制定

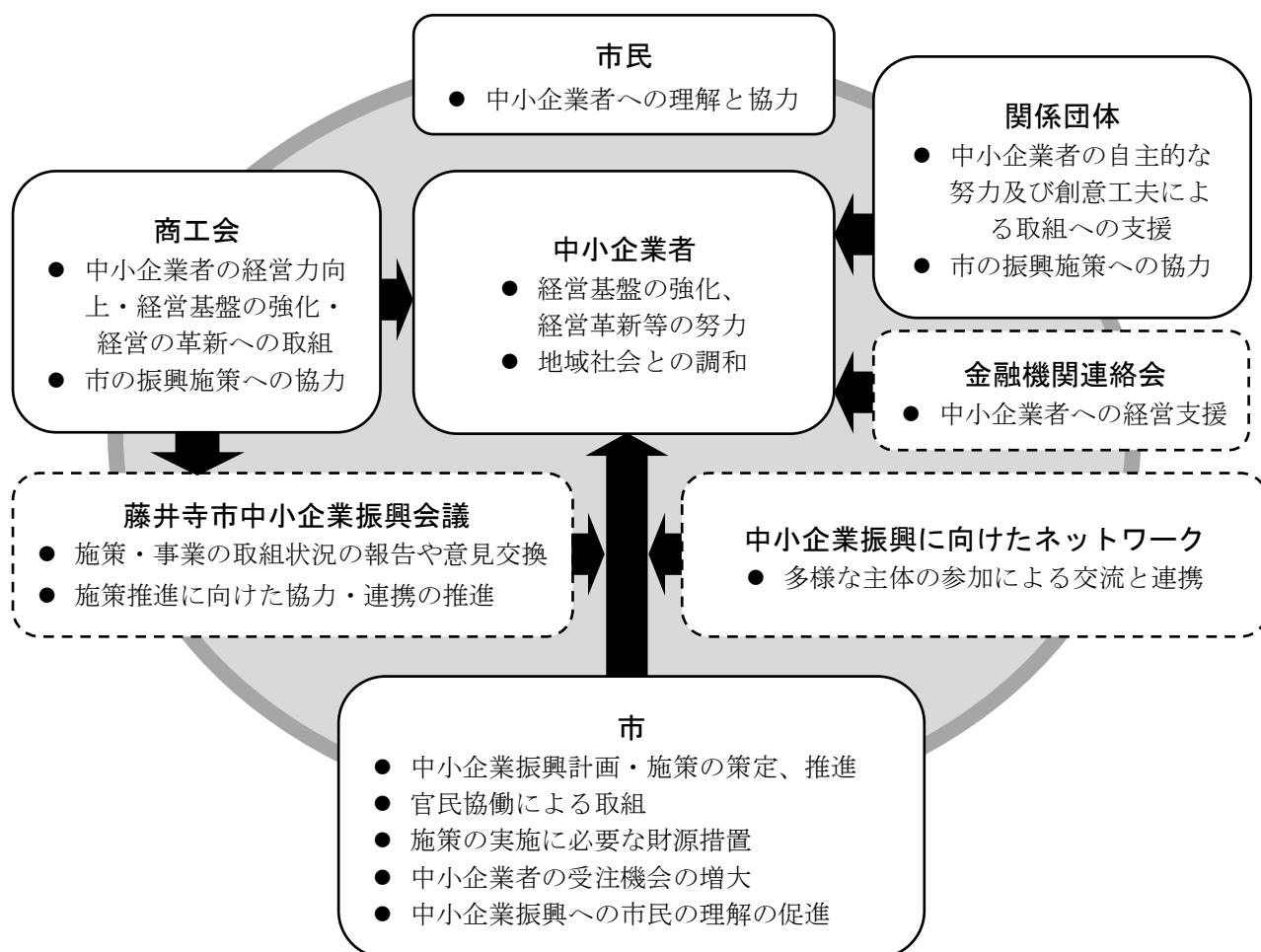
本市では、市内中小企業の振興に向けて、その目的や基本方針、基本施策を明確に示し、より効果的な支援を行なっていくために、「藤井寺市中小企業振興条例」を令和5年1月に制定しました。

「藤井寺市中小企業振興条例」では、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興に、行政運営の柱として取り組むことを明確化するとともに、中小企業者や市民、行政の役割を明確にすることで、それぞれの立場からの連携を円滑に進め、地域経済の成長・発展の効果的な推進を目指しています。

2. 推進体制

本計画に基づく施策の着実かつ効果的な推進に向け、中小企業振興の当事者である中小企業者をはじめ、商工会・中小企業関係団体、大学等研究機関、金融機関、市民等、各主体のネットワークによる積極的な連携を進めます。

また、多様化・激変する社会や経済の変化に対応するため、市内中小企業者により藤井寺市中小企業振興会議が設置され、現場の声や取組の実施状況についての報告や意見交換が活発に行われており、施策への反映や、取組や連携の推進を担っていくことが期待されます。



藤井寺市中小企業振興計画 概要版

発行 令和 5 年 3 月 藤井寺市 市民生活部 商工労働課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡 1 丁目 1-1 TEL 072-939-1337(直通) FAX 072-936-9777